

糸島市国民保護計画（変更）

（新旧対照表：抜粋）

糸 島 市

糸島市国民保護計画 新旧対照

新旧対照表頁	現行計画	改定案																																						
<p>P7 災害対策基本法等の一部改正による、国民保護法の救援事務の厚生労働省から内閣府（防災担当）への移管に伴う整理</p> <p>時点修正 （会社統合による社名変更に伴う整理）</p>	<p style="text-align: center;">第1編 総論</p> <p>第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等</p> <p>【市】～【福岡県の事務】（略）</p> <p>【指定地方行政機関】</p> <table border="1" data-bbox="587 596 1599 1073"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福岡財務支局</td> <td>1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定立会</td> </tr> <tr> <td>九州厚生局</td> <td>1 救援等に係る情報の収集及び提供</td> </tr> <tr> <td>九州農政局</td> <td>1 武力攻撃災害対策用食糧及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【指定公共機関及び指定地方公共機関等】</p> <table border="1" data-bbox="587 1234 1599 1551"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>水道事業者</td> <td>1 水の安定的な供給</td> </tr> <tr> <td>郵便事業者</td> <td>1 郵便の確保</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	福岡財務支局	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定立会	九州厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供	九州農政局	1 武力攻撃災害対策用食糧及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧	(略)	(略)	機関の名称	事務又は業務の大綱	(略)	(略)	水道事業者	1 水の安定的な供給	郵便事業者	1 郵便の確保	(略)	(略)	<p style="text-align: center;">第1編 総論</p> <p>第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等</p> <p>【市】～【福岡県の事務】（略）</p> <p>【指定地方行政機関】</p> <table border="1" data-bbox="1718 604 2730 1083"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福岡財務支局</td> <td>1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定立会</td> </tr> <tr> <td>九州農政局</td> <td>1 武力攻撃災害対策用食糧及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【指定公共機関及び指定地方公共機関等】</p> <table border="1" data-bbox="1718 1243 2730 1560"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>水道事業者</td> <td>1 水の安定的な供給</td> </tr> <tr> <td>日本郵便株式会社</td> <td>1 郵便の確保</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	福岡財務支局	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定立会	九州農政局	1 武力攻撃災害対策用食糧及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧	(略)	(略)	機関の名称	事務又は業務の大綱	(略)	(略)	水道事業者	1 水の安定的な供給	日本郵便株式会社	1 郵便の確保	(略)	(略)
機関の名称	事務又は業務の大綱																																							
福岡財務支局	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定立会																																							
九州厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供																																							
九州農政局	1 武力攻撃災害対策用食糧及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧																																							
(略)	(略)																																							
機関の名称	事務又は業務の大綱																																							
(略)	(略)																																							
水道事業者	1 水の安定的な供給																																							
郵便事業者	1 郵便の確保																																							
(略)	(略)																																							
機関の名称	事務又は業務の大綱																																							
福岡財務支局	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定立会																																							
九州農政局	1 武力攻撃災害対策用食糧及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧																																							
(略)	(略)																																							
機関の名称	事務又は業務の大綱																																							
(略)	(略)																																							
水道事業者	1 水の安定的な供給																																							
日本郵便株式会社	1 郵便の確保																																							
(略)	(略)																																							

P9

**時点修正
(平成 17 年から 26 年の 10 年間の数値にて整理)**

第 4 章 市の地理的、社会的特徴

(1) 位置・地勢 (略)

(2) 面積・土地利用 (略)

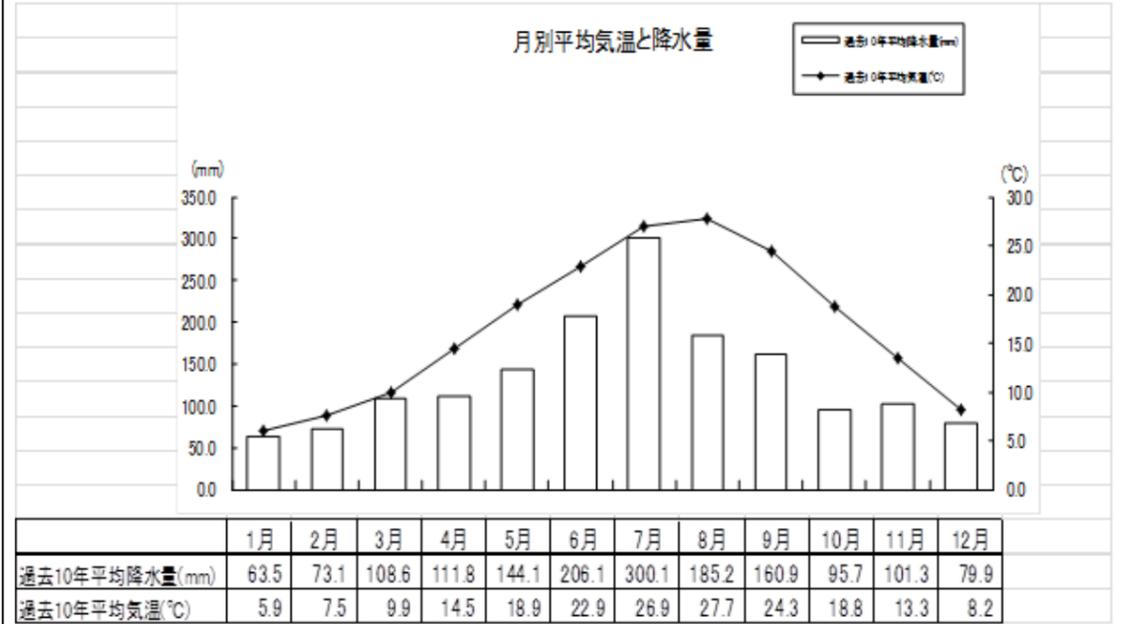
(3) 気候

本市は、対馬暖流（黒潮）の影響を受けた比較的温暖な気候であるが、冬季は北西の季節風が強く低温で晴天が少ない日本海型の気候区に属しており、時には山地部に積雪を記録する。

気温は、夏季平均 25.5℃、冬季平均 6.9℃、年間平均 16.3℃（過去 10 年間平均）と温帯系を示している。気温が最も低くなるのが 1～2 月で 6～7℃前後となり、最も高くなる 7～8 月は 26～27℃前後まで上昇する。

年間降水量は、過去 10 年間の平均が 1,660mm 程度である。6～7 月の梅雨時期及び台風期にあたる 6～9 月の 4 ヶ月間で年間の約 55%を占める降雨があり、集中豪雨はこの期間に多く記録されている。

年間平均風速は 2.0m/s 程度と比較的穏やかであり、年間を通して北東の風が多い。



第 4 章 市の地理的、社会的特徴

(1) 位置・地勢 (略)

(2) 面積・土地利用 (略)

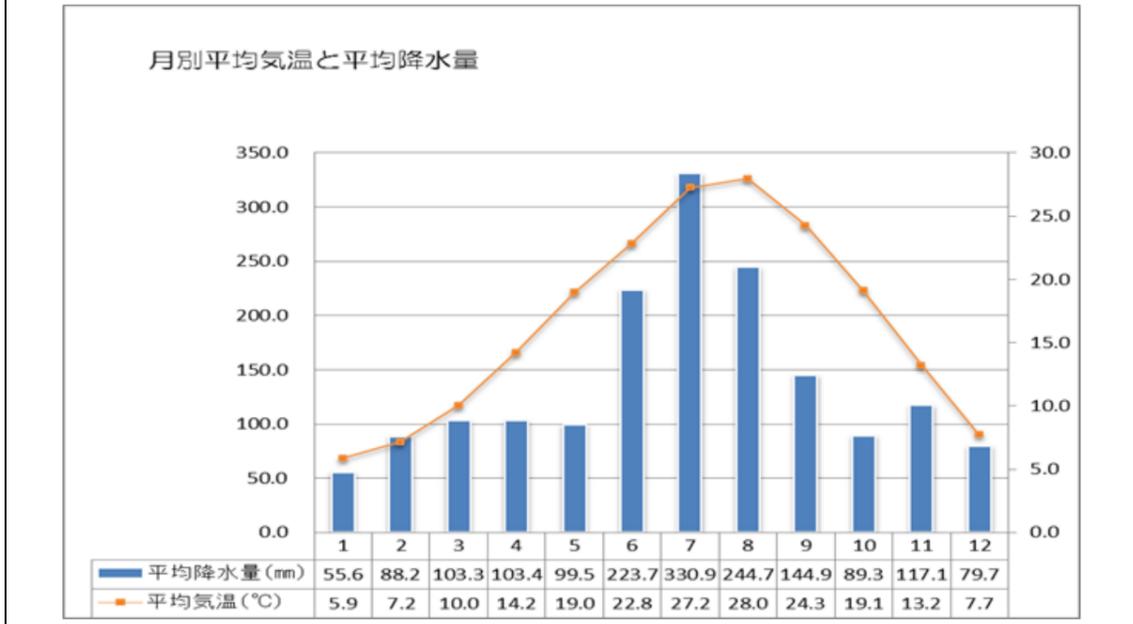
(3) 気候

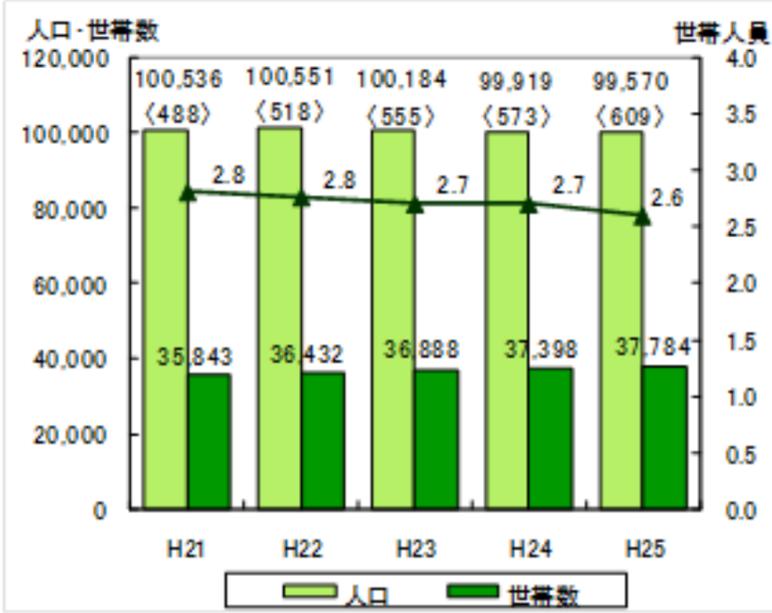
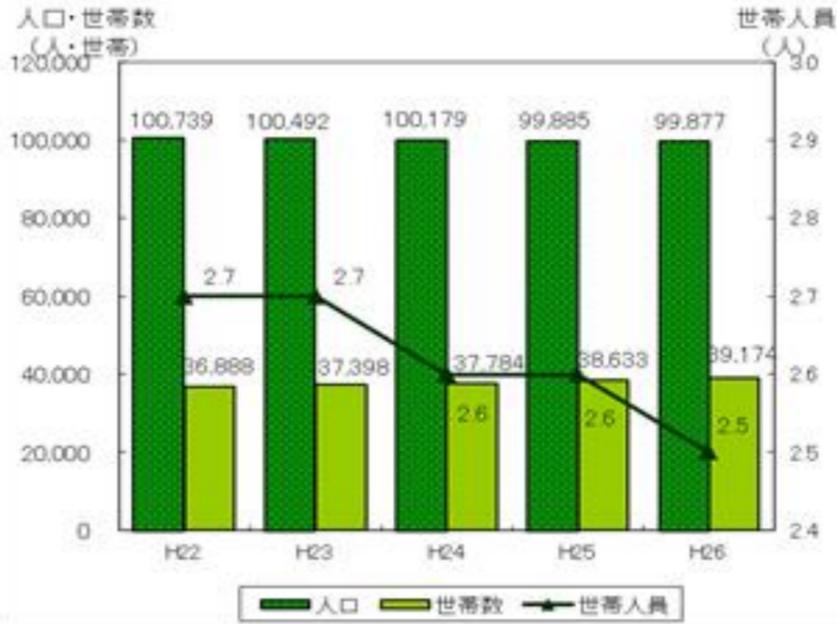
本市は、対馬暖流（黒潮）の影響を受けた比較的温暖な気候であるが、冬季は北西の季節風が強く低温で晴天が少ない日本海型の気候区に属しており、時には山地部に積雪を記録する。

気温は、夏季平均 26.0℃、冬季平均 6.9℃、年間平均 16.5℃（過去 10 年間平均）と温帯系を示している。気温が最も低くなるのが 1～2 月で 最低気温平均（過去 10 年間）は -2.8℃、最も高くなる 7～8 月は 最高気温平均（過去 10 年間）は 36.3℃まで上昇する。

年間降水量は、過去 10 年間の平均が 1,680mm 程度である。6～7 月の梅雨時期及び台風期にあたる 6～9 月の 4 ヶ月間で年間の約 56%を占める降雨があり、集中豪雨はこの期間に多く記録されている。

年間平均風速は 2.0m/s 程度と比較的穏やかであり、年間を通して北東の風が多い。



新旧対照表頁	現行計画	改定案
<p style="text-align: center;">P10</p> <p>時点修正 (平成27年3月末の数値にて整理)</p>	<p>(4) 人口と世帯</p> <p>○総人口と世帯数</p> <p>国勢調査によると、本市の人口は平成12年(95,040人)から平成22年(98,435人)にかけて3,395人増加した。10年間で約3.57%の増と人口は増加しているが、住民基本台帳人口では、近年の人口は微減で推移している。平成25年4月1日現在の人口(住民基本台帳)は、<u>99,570</u>人である。</p> <p>同じく平成22年の本市の世帯数は33,765世帯で、転入世帯の増加や核家族化の進行に伴い増加しているが、一方で1世帯当たりの人員は年々減少している。住民基本台帳によると平成25年4月1日現在で<u>37,784</u>世帯となっている。</p> <p>高齢化率は、上昇傾向にあるが、校区別では漁村地域や中山間地域を有する校区で高くなっている。</p> <p style="text-align: center;">■住民基本台帳人口・世帯数の推移(平成21~25年)</p>  <p style="text-align: center;">資料：住民基本台帳、外国人登録 ※人口の上段は住民基本台帳人口、 下段の〈〉書きは外国人登録者数を示す</p>	<p>(4) 人口と世帯</p> <p>○総人口と世帯数</p> <p>国勢調査によると、本市の人口は平成12年(95,040人)から平成22年(98,435人)にかけて3,395人増加した。10年間で約3.57%の増と人口は増加しているが、住民基本台帳人口では、近年の人口は微減で推移している。<u>平成27年3月31日</u>現在の人口(住民基本台帳)は、<u>99,877</u>人である。</p> <p>同じく平成22年の本市の世帯数は33,765世帯で、転入世帯の増加や核家族化の進行に伴い増加しているが、一方で1世帯当たりの人員は年々減少している。住民基本台帳によると平成27年3月31日現在で<u>39,174</u>世帯となっている。</p> <p>高齢化率は、上昇傾向にあるが、校区別では漁村地域や中山間地域を有する校区で高くなっている。</p> <p style="text-align: center;">■住民基本台帳人口・世帯数の推移(平成22~26年度末)</p>  <p style="text-align: center;">資料：住民基本台帳(外国人を含む)</p>

新旧対照表頁	現行計画	改定案																														
<p align="center">P10</p> <p>時点修正 (平成27年3月末の数値にて整理)</p>	<p>○年齢別人口</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【参考】平成25年3月末 住民基本台帳人口</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #92d050;">年齢区分</th> <th style="background-color: #92d050;">人口(人)</th> <th style="background-color: #92d050;">割合(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年少人口(0～14歳)</td> <td align="center">13,849</td> <td align="center">13.9</td> </tr> <tr> <td>生産年齢人口(15～64歳)</td> <td align="center">62,284</td> <td align="center">62.6</td> </tr> <tr> <td>老年人口(65歳～)</td> <td align="center">23,437</td> <td align="center">23.5</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td align="center">99,570</td> <td align="center">100.0</td> </tr> </tbody> </table> </div>	年齢区分	人口(人)	割合(%)	年少人口(0～14歳)	13,849	13.9	生産年齢人口(15～64歳)	62,284	62.6	老年人口(65歳～)	23,437	23.5	合計	99,570	100.0	<p>○年齢別人口</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【参考】平成27年3月末 住民基本台帳人口</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #92d050;">年齢区分</th> <th style="background-color: #92d050;">人口(人)</th> <th style="background-color: #92d050;">割合(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年少人口(0～14歳)</td> <td align="center">13,567</td> <td align="center">13.6</td> </tr> <tr> <td>生産年齢人口(15～64歳)</td> <td align="center">60,394</td> <td align="center">60.5</td> </tr> <tr> <td>老年人口(65歳～)</td> <td align="center">25,916</td> <td align="center">25.9</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td align="center">99,877</td> <td align="center">100.0</td> </tr> </tbody> </table> </div>	年齢区分	人口(人)	割合(%)	年少人口(0～14歳)	13,567	13.6	生産年齢人口(15～64歳)	60,394	60.5	老年人口(65歳～)	25,916	25.9	合計	99,877	100.0
年齢区分	人口(人)	割合(%)																														
年少人口(0～14歳)	13,849	13.9																														
生産年齢人口(15～64歳)	62,284	62.6																														
老年人口(65歳～)	23,437	23.5																														
合計	99,570	100.0																														
年齢区分	人口(人)	割合(%)																														
年少人口(0～14歳)	13,567	13.6																														
生産年齢人口(15～64歳)	60,394	60.5																														
老年人口(65歳～)	25,916	25.9																														
合計	99,877	100.0																														
<p align="center">P15</p> <p>国基本指針、県国民保護計画の見直しに伴う整理</p>	<p>第5章 市国民保護計画が対象とする事態</p> <p>1 武力攻撃事態 (略)</p> <p>2 緊急対処事態</p> <p>(1) 攻撃対象施設による分類 (略)</p> <p>(2) 攻撃手段による分類</p> <p>ア 事態例 (略)</p> <p>イ 被害の概要 (略)</p> <p>ウ 留意点</p> <p>二次災害の発生を防止するため立ち入り禁止区域の設定を迅速に行うとともに、防護服等を有する関係機関による迅速な救出と併せて特殊な被災状態に対応できる医療体制を確立する必要がある。</p> <p>消防機関及び県警察による対応では不十分であることが想定されるため、事態発生後速やかに自衛隊への協力要請を検討する必要がある。</p> <p>原因物質を特定するための関係機関の連携体制を確立する必要がある。</p>	<p>第5章 市国民保護計画が対象とする事態</p> <p>1 武力攻撃事態 (略)</p> <p>2 緊急対処事態</p> <p>(1) 攻撃対象施設による分類 (略)</p> <p>(2) 攻撃手段による分類</p> <p>ア 事態例 (略)</p> <p>イ 被害の概要 (略)</p> <p>ウ 留意点</p> <p>二次災害の発生を防止するため立ち入り禁止区域の設定を迅速に行うとともに、防護服等を有する関係機関による迅速な救出と併せて特殊な被災状態に対応できる医療体制を確立する必要がある。</p> <p><u>核攻撃等においては、避難住民等(運送に使用する車両及びその乗務員を含む。)のスクリーニング及び除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため、県が行う緊急被ばく医療に協力する。</u></p> <p>消防機関及び県警察による対応では不十分であることが想定されるため、事態発生後速やかに自衛隊への協力要請を検討する必要がある。</p> <p>原因物質を特定するための関係機関の連携体制を確立する必要がある。</p>																														

新旧対照表頁	現行計画	改定案																
<p style="text-align: center;">P17~P19 市の機構改革に伴う分掌事務の整理</p>	<p style="text-align: center;">第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第1章 組織・体制の整備等 第1 市における組織・体制の整備 1 市の各部等における平素の業務 (略) 【市の各部等における平素の業務】</p> <table border="1" data-bbox="543 590 1644 1839"> <thead> <tr> <th>部等名</th> <th>平素の業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>秘書室</td> <td>・報道機関との連絡調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>総務部 (監査事務局、 会計課を含む)</td> <td>・財政措置に関する事 ・市庁舎管理に関する事 ・日用品その他の物資調達体制に関する事 ・義援金品の配分体制に関する事</td> </tr> <tr> <td>危機管理部</td> <td>・<u>国民保護協議会の運営に関する事</u> ・<u>市国民保護対策本部に関する事</u> ・<u>避難実施要領の策定に関する事</u> ・<u>物資及び資材の備蓄等に関する事</u> ・<u>自衛隊及び関係機関との連絡調整に関する事</u> ・<u>国民保護等の訓練に関する事</u> ・<u>市対策本部要員の動員・配備体制に関する事</u> ・<u>避難住民及び救援物資の運送に関する事</u> ・<u>特殊標章等の交付、許可に関する事</u> ・<u>住民の避難誘導に関する事</u></td> </tr> </tbody> </table>	部等名	平素の業務	(略)	(略)	秘書室	・報道機関との連絡調整に関する事	総務部 (監査事務局、 会計課を含む)	・財政措置に関する事 ・市庁舎管理に関する事 ・日用品その他の物資調達体制に関する事 ・義援金品の配分体制に関する事	危機管理部	・ <u>国民保護協議会の運営に関する事</u> ・ <u>市国民保護対策本部に関する事</u> ・ <u>避難実施要領の策定に関する事</u> ・ <u>物資及び資材の備蓄等に関する事</u> ・ <u>自衛隊及び関係機関との連絡調整に関する事</u> ・ <u>国民保護等の訓練に関する事</u> ・ <u>市対策本部要員の動員・配備体制に関する事</u> ・ <u>避難住民及び救援物資の運送に関する事</u> ・ <u>特殊標章等の交付、許可に関する事</u> ・ <u>住民の避難誘導に関する事</u>	<p style="text-align: center;">第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第1章 組織・体制の整備等 第1 市における組織・体制の整備 1 市の各部等における平素の業務 (略) 【市の各部等における平素の業務】</p> <table border="1" data-bbox="1673 590 2775 1839"> <thead> <tr> <th>部等名</th> <th>平素の業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>総務部 (監査事務局、 会計課を含む)</td> <td>・財政措置に関する事 ・市庁舎管理に関する事 ・日用品その他の物資調達体制に関する事 ・義援金品の配分体制に関する事 ・<u>国民保護協議会の運営に関する事</u> ・<u>市国民保護対策本部に関する事</u> ・<u>避難実施要領の策定に関する事</u> ・<u>物資及び資材の備蓄等に関する事</u> ・<u>自衛隊及び関係機関との連絡調整に関する事</u> ・<u>国民保護等の訓練に関する事</u> ・<u>市対策本部要員の動員・配備体制に関する事</u> ・<u>避難住民及び救援物資の運送に関する事</u> ・<u>特殊標章等の交付、許可に関する事</u> ・<u>住民の避難誘導に関する事</u></td> </tr> </tbody> </table>	部等名	平素の業務	(略)	(略)	総務部 (監査事務局、 会計課を含む)	・財政措置に関する事 ・市庁舎管理に関する事 ・日用品その他の物資調達体制に関する事 ・義援金品の配分体制に関する事 ・ <u>国民保護協議会の運営に関する事</u> ・ <u>市国民保護対策本部に関する事</u> ・ <u>避難実施要領の策定に関する事</u> ・ <u>物資及び資材の備蓄等に関する事</u> ・ <u>自衛隊及び関係機関との連絡調整に関する事</u> ・ <u>国民保護等の訓練に関する事</u> ・ <u>市対策本部要員の動員・配備体制に関する事</u> ・ <u>避難住民及び救援物資の運送に関する事</u> ・ <u>特殊標章等の交付、許可に関する事</u> ・ <u>住民の避難誘導に関する事</u>
部等名	平素の業務																	
(略)	(略)																	
秘書室	・報道機関との連絡調整に関する事																	
総務部 (監査事務局、 会計課を含む)	・財政措置に関する事 ・市庁舎管理に関する事 ・日用品その他の物資調達体制に関する事 ・義援金品の配分体制に関する事																	
危機管理部	・ <u>国民保護協議会の運営に関する事</u> ・ <u>市国民保護対策本部に関する事</u> ・ <u>避難実施要領の策定に関する事</u> ・ <u>物資及び資材の備蓄等に関する事</u> ・ <u>自衛隊及び関係機関との連絡調整に関する事</u> ・ <u>国民保護等の訓練に関する事</u> ・ <u>市対策本部要員の動員・配備体制に関する事</u> ・ <u>避難住民及び救援物資の運送に関する事</u> ・ <u>特殊標章等の交付、許可に関する事</u> ・ <u>住民の避難誘導に関する事</u>																	
部等名	平素の業務																	
(略)	(略)																	
総務部 (監査事務局、 会計課を含む)	・財政措置に関する事 ・市庁舎管理に関する事 ・日用品その他の物資調達体制に関する事 ・義援金品の配分体制に関する事 ・ <u>国民保護協議会の運営に関する事</u> ・ <u>市国民保護対策本部に関する事</u> ・ <u>避難実施要領の策定に関する事</u> ・ <u>物資及び資材の備蓄等に関する事</u> ・ <u>自衛隊及び関係機関との連絡調整に関する事</u> ・ <u>国民保護等の訓練に関する事</u> ・ <u>市対策本部要員の動員・配備体制に関する事</u> ・ <u>避難住民及び救援物資の運送に関する事</u> ・ <u>特殊標章等の交付、許可に関する事</u> ・ <u>住民の避難誘導に関する事</u>																	

新旧対照表頁	現行計画		改定案	
	企画部	<ul style="list-style-type: none"> ・住民組織（行政区等）との連絡に関する事 ・被害情報の総合的収集体制に関する事 ・安否情報の収集体制の整備に関する事 ・住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関する事 ・在住外国人の支援体制に関する事 	企画部	<ul style="list-style-type: none"> ・住民組織（行政区等）との連絡に関する事 ・被害情報の総合的収集体制に関する事 ・<u>報道機関との連絡調整に関する事</u> ・安否情報の収集体制の整備に関する事 ・住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関する事 ・在住外国人の支援体制に関する事
	市民部 (二丈支所、志摩支所を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産関係諸台帳及び地籍図に関する事 ・所管区域内の情報の取りまとめに関する事 ・所管区域内の住民組織（行政区、自主防災組織）との連絡調整に関する事 	市民部	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産関係諸台帳及び地籍図に関する事 ・所管区域内の情報の取りまとめに関する事 ・所管区域内の住民組織（行政区、自主防災組織）との連絡調整に関する事 ・<u>遺体の措置及び埋葬に関する事</u> ・<u>廃棄物、ごみ、し尿等の処理に関する事</u>
	環境部	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>遺体の措置及び埋葬に関する事</u> ・<u>廃棄物、ごみ、し尿等の処理に関する事</u> 		
	健康増進部	<ul style="list-style-type: none"> ・医療、医薬品等の供給体制の整備に関する事 ・保健衛生に関する事 ・救助物資の確保・配分に関する事 ・救急医療体制、感染症予防、食中毒予防、患者発生対策等の健康危機管理に関する事 ・介護福祉施設等への警報等の伝達体制の整備に関する事 	健康増進部	<ul style="list-style-type: none"> ・医療、医薬品等の供給体制の整備に関する事 ・保健衛生に関する事 ・救助物資の確保・配分に関する事 ・救急医療体制、感染症予防、食中毒予防、患者発生対策等の健康危機管理に関する事 ・介護福祉施設等への警報等の伝達体制の整備に関する事 ・<u>避難行動要支援者の状況把握及び支援体制の整備に関する事</u>
	人権福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉関連施設等への警報等の伝達体制の整備に関する事 ・避難行動要支援者の状況把握及び支援体制の整備に関する事 ・災害ボランティア活動の支援体制の整備に関する事 ・人権に係る市民啓発に関する事 	人権福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉関連施設等への警報等の伝達体制の整備に関する事 ・<u>避難行動要支援者の状況把握及び支援体制の整備に関する事</u> ・災害ボランティア活動の支援体制の整備に関する事 ・人権に係る市民啓発に関する事
(略)		(略)	(略)	(略)

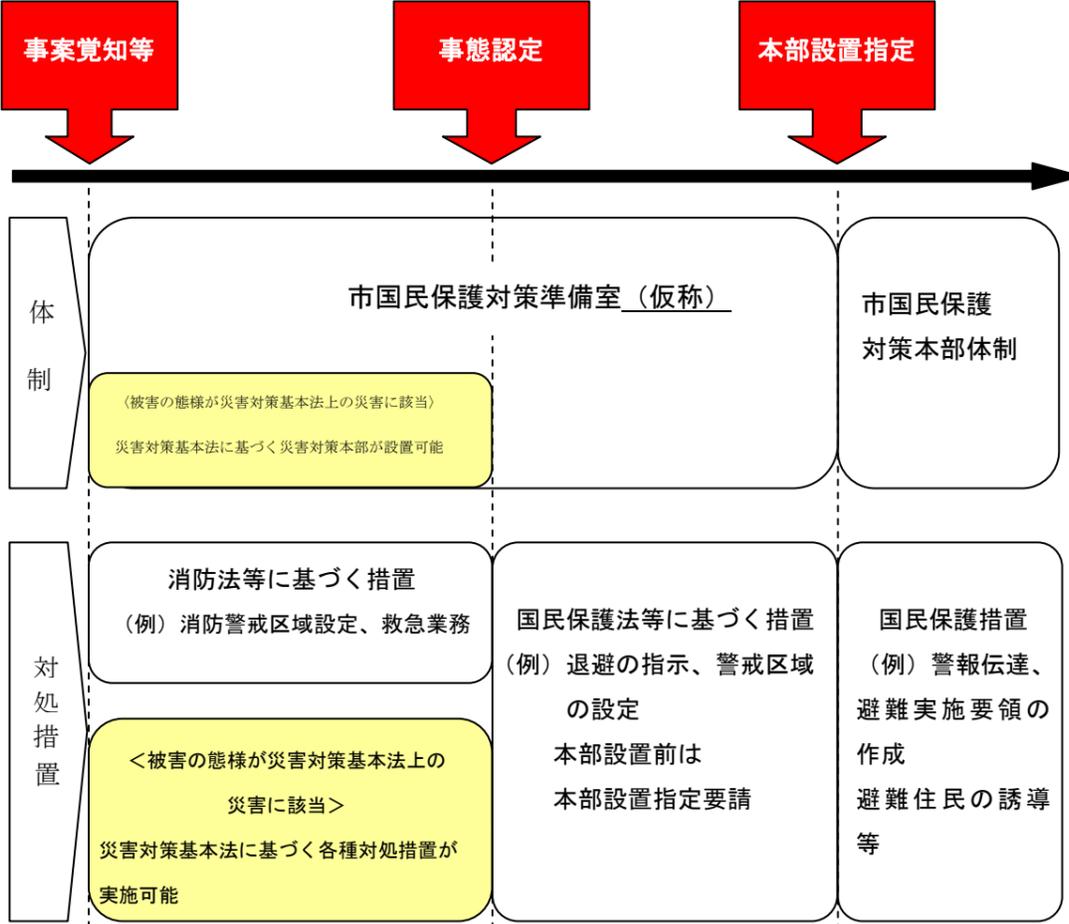
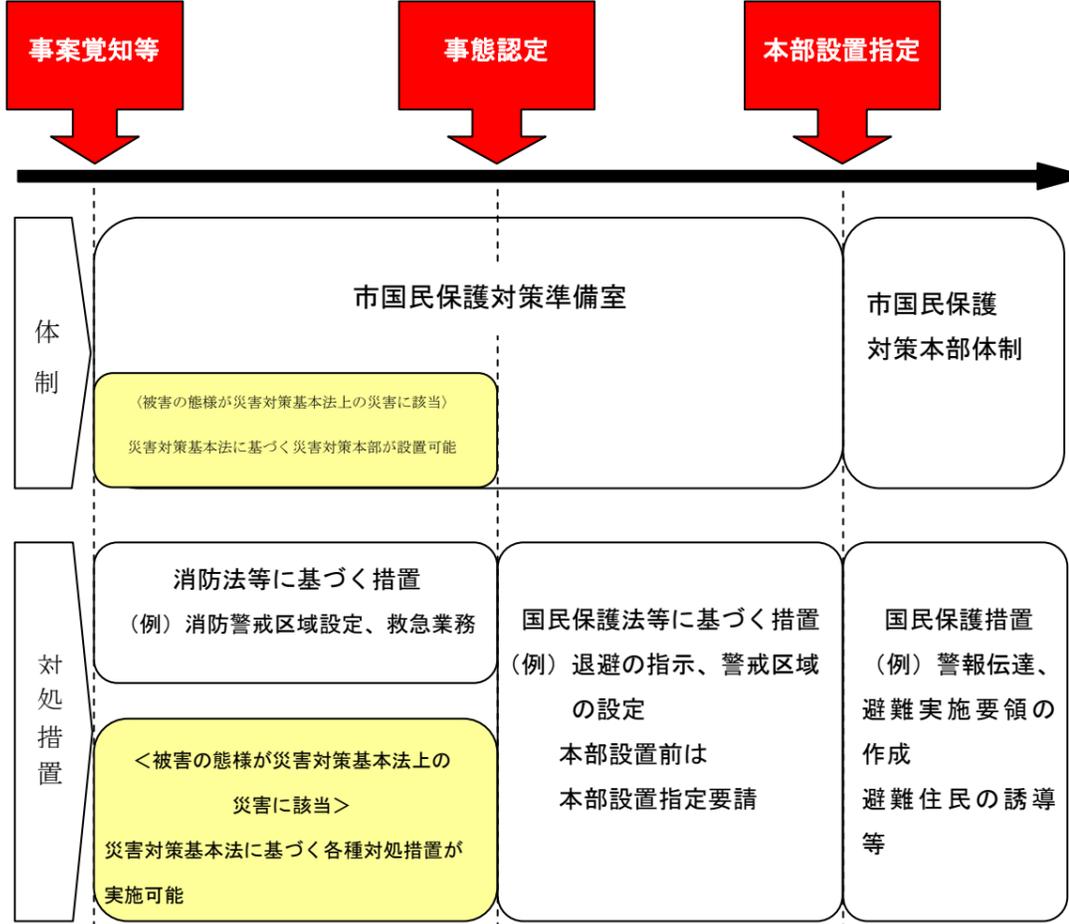
新旧対照表頁	現行計画		改定案	
<p style="text-align: center;">P27 国基本指針、県国民保護計画の見直しに伴う整理</p>	農林水産部 (農業委員会を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・農業、林業、漁業団体との連絡調整に関する事 ・林道状況の把握、対策に関する事 ・治山施設の状況把握、対策に関する事 ・漁港施設の把握、対策に関する事 ・漁船等による運送に係る連絡調整に関する事 ・漂流物等に係る情報収集に関する事 ・農地及び農業施設の把握、対策に関する事 	産業振興部 (農業委員会を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・農業、林業、漁業団体との連絡調整に関する事 ・林道状況の把握、対策に関する事 ・治山施設の状況把握、対策に関する事 ・漁港施設の把握、対策に関する事 ・漁船等による運送に係る連絡調整に関する事 ・漂流物等に係る情報収集に関する事 ・農地及び農業施設の把握、対策に関する事 ・労働関係団体等との連絡調整に関する事 ・食料の供給に関する事 ・物資の輸送に関する事 ・商工団体、機関との連絡調整に関する事 ・観光施設の状況把握、対策に関する事 ・食品、日用品等小売店舗の情報収集に関する事
	経済振興部	<ul style="list-style-type: none"> ・労働関係団体等との連絡調整に関する事 ・食料の供給に関する事 ・物資の輸送に関する事 ・商工団体、機関との連絡調整に関する事 ・観光施設の状況把握、対策に関する事 ・食品、日用品等小売店舗の情報収集に関する事 	(略)	(略)
	(略)	(略)	第4 情報収集・提供等の体制整備 1 基本的考え方 (1) 情報収集・提供のための体制の整備 (略) (2) 体制整備に当たっての留意事項 (略) 【施設・整備面】 (略) 【運用面】 ・(略) ・(略) ・(略) ・(略) ・(略) ・(略) ・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し 支援 を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。 (3) (略)	第4 情報収集・提供等の体制整備 1 基本的考え方 (1) 情報収集・提供のための体制の整備 (略) (2) 体制整備に当たっての留意事項 (略) 【施設・整備面】 (略) 【運用面】 ・(略) ・(略) ・(略) ・(略) ・(略) ・(略) ・国民に情報を提供するに当たっては、 緊急情報ネットワークシステム (Em-Net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT) 、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し 支援 を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。 (3) (略)
(略)	(略)			

新旧対照表頁	現行計画	改定案
<p style="text-align: center;">P 28</p> <p>国基本指針、県国民保護計画の見直しに伴う整理</p>	<p>第4 情報収集・提供等の体制整備</p> <p>2 警報等の伝達に必要な準備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3)</p> <p>市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系防災行政無線のデジタル化の推進に努め、<u>可聴範囲の拡大を図る。</u></p>	<p>第4 情報収集・提供等の体制整備</p> <p>2 警報等の伝達に必要な準備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3)</p> <p>市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる<u>緊急情報ネットワークシステム (E m - N e t)、全国瞬時警報システム (J - A L E R T)、同報系防災行政無線等の整備と通信</u>のデジタル化の推進に努め、<u>県に準じた通信体制の整備等通信の確保に努めるものとする。</u></p>

新旧対照表頁	現行計画	改定案												
<p>P32～P33 県国民保護計画の見直しに伴う整理</p> <p>P33 県国民保護計画の見直しに伴う整理</p>	<p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>1 避難に関する基本的事項</p> <p>(1) 基礎的資料の収集 (略)</p> <p>【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】</p> <table border="1" data-bbox="543 499 1644 638"> <thead> <tr> <th>資料</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>○災害時要援護者の避難支援プラン</td> <td>・災害時要援護者のデータ</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 高齢者、障がい者等災害時要援護者への配慮</p> <p>市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成する避難支援プランを活用しつつ、<u>災害時要援護者の避難対策を講じる。</u></p> <p>2 避難実施要領のパターンの作成</p> <p>① 市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、高齢者、障がい者、乳幼児などの<u>災害時要援護者の避難方法</u>、季節の別（特に冬期の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 市は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平素から<u>高齢者、障がい者などの災害時要援護者の所在把握等に努めるとともに、その滞在している施設の管理者に対して、火災や地震等への対応に準じて避難誘導を適切に行うため必要となる措置及び訓練の実施に努めるよう要請する。</u></p>	資料	内容	(略)	(略)	○災害時要援護者の避難支援プラン	・災害時要援護者のデータ	<p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>1 避難に関する基本的事項</p> <p>(1) 基礎的資料の収集 (略)</p> <p>【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】</p> <table border="1" data-bbox="1673 499 2775 638"> <thead> <tr> <th>資料</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>○<u>避難行動要支援者</u>の避難支援プラン</td> <td>・<u>避難行動要支援者</u>のデータ</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 高齢者、障がい者等<u>避難行動要支援者</u>への配慮</p> <p>市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成する避難支援プランを活用しつつ、<u>避難行動要支援者の避難対策を講じる。</u></p> <p>2 避難実施要領のパターンの作成</p> <p>① 市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、高齢者、障がい者、乳幼児などの<u>うち、特に支援が必要な避難行動要支援者の避難方法</u>、季節の別（特に冬期の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 市は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平素から<u>避難行動要支援者の所在把握を行う。</u> <u>また、避難行動要支援者が滞在している施設の管理者に対して、火災や地震等への対応に準じて避難誘導を適切に行うため必要となる措置及び訓練の実施に努めるよう要請する。</u></p>	資料	内容	(略)	(略)	○ <u>避難行動要支援者</u> の避難支援プラン	・ <u>避難行動要支援者</u> のデータ
資料	内容													
(略)	(略)													
○災害時要援護者の避難支援プラン	・災害時要援護者のデータ													
資料	内容													
(略)	(略)													
○ <u>避難行動要支援者</u> の避難支援プラン	・ <u>避難行動要支援者</u> のデータ													

新旧対照表頁	現行計画	改定案																																																																																																																																																																														
<p style="text-align: center;">P35～P36</p> <p>国基本指針、県国民保護計画の見直しに伴う整理</p> <p>(原子力安全・保安院の廃止及び原子力規制委員会設置による変更)</p>	<p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>6 生活関連等施設の把握等</p> <p>(1) 生活関連等施設の把握</p> <p>(略)</p> <p>【生活関連等施設の種類及び所管省庁、県関係部局】</p> <table border="1" data-bbox="543 499 1641 1791"> <thead> <tr> <th>国民保護法施行令</th> <th>各号</th> <th>施設の種 類</th> <th>所管省庁名</th> <th>県関係部局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">第27条</td> <td>1号</td> <td>発電所、変電所</td> <td>経済産業省</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>ガス工作物</td> <td>経済産業省</td> <td>商工部工業保安課</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池</td> <td>厚生労働省</td> <td>県土整備部水道整備室</td> </tr> <tr> <td>4号</td> <td>鉄道施設、軌道施設</td> <td>国土交通省</td> <td>県土整備部企画交通課</td> </tr> <tr> <td>5号</td> <td>電気通信事業用交換設備</td> <td>総務省</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>6号</td> <td>放送用無線設備</td> <td>総務省</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>7号</td> <td>水域施設、係留施設</td> <td>国土交通省</td> <td>県土整備部港湾課</td> </tr> <tr> <td>8号</td> <td>滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設</td> <td>国土交通省</td> <td>企画・地域振興部空港整備課</td> </tr> <tr> <td>9号</td> <td>ダム</td> <td>国土交通省 農林水産省</td> <td>県土整備部河川課 農林水産部農村森林整備課 企業局管理課</td> </tr> <tr> <td rowspan="11">第28条</td> <td>1号</td> <td>危険物</td> <td>総務省消防庁</td> <td>消防防災指導課</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>毒劇物（毒物及び劇物取締法）</td> <td>厚生労働省</td> <td>保健医療介護部薬務課</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>火薬類</td> <td>経済産業省</td> <td>商工部工業保安課</td> </tr> <tr> <td>4号</td> <td>高圧ガス</td> <td>経済産業省</td> <td>商工部工業保安課</td> </tr> <tr> <td>5号</td> <td>核燃料物質（汚染物質を含む。）</td> <td>文部科学省 経済産業省</td> <td>防災危機管理局</td> </tr> <tr> <td>6号</td> <td>核原料物質</td> <td>文部科学省 経済産業省</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>7号</td> <td>放射性同位元素（汚染物質を含む。）</td> <td>文部科学省</td> <td>防災危機管理局</td> </tr> <tr> <td>8号</td> <td>毒劇薬（薬事法）</td> <td>厚生労働省 農林水産省</td> <td>保健医療介護部薬務課 農林水産部畜産課</td> </tr> <tr> <td>9号</td> <td>電気工作物内の高圧ガス</td> <td>経済産業省</td> <td>商工部工業保安課</td> </tr> <tr> <td>10号</td> <td>生物剤、毒素</td> <td>各省庁 （主務大臣）</td> <td>保健医療介護部保健医療介護総務課</td> </tr> <tr> <td>11号</td> <td>毒性物質</td> <td>経済産業省</td> <td>保健医療介護部保健医療介護総務課</td> </tr> </tbody> </table>	国民保護法施行令	各号	施設の種 類	所管省庁名	県関係部局	第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	—	2号	ガス工作物	経済産業省	商工部工業保安課	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	県土整備部水道整備室	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	県土整備部企画交通課	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	—	6号	放送用無線設備	総務省	—	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	県土整備部港湾課	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	企画・地域振興部空港整備課	9号	ダム	国土交通省 農林水産省	県土整備部河川課 農林水産部農村森林整備課 企業局管理課	第28条	1号	危険物	総務省消防庁	消防防災指導課	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	保健医療介護部薬務課	3号	火薬類	経済産業省	商工部工業保安課	4号	高圧ガス	経済産業省	商工部工業保安課	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省 経済産業省	防災危機管理局	6号	核原料物質	文部科学省 経済産業省	—	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省	防災危機管理局	8号	毒劇薬（薬事法）	厚生労働省 農林水産省	保健医療介護部薬務課 農林水産部畜産課	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	商工部工業保安課	10号	生物剤、毒素	各省庁 （主務大臣）	保健医療介護部保健医療介護総務課	11号	毒性物質	経済産業省	保健医療介護部保健医療介護総務課	<p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>6 生活関連等施設の把握等</p> <p>(1) 生活関連等施設の把握</p> <p>(略)</p> <p>【生活関連等施設の種類及び所管省庁、県関係部局】</p> <table border="1" data-bbox="1670 499 2769 1854"> <thead> <tr> <th>国民保護法施行令</th> <th>各号</th> <th>施設の種 類</th> <th>所管省庁名</th> <th>県関係部局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">第27条</td> <td>1号</td> <td>発電所、変電所</td> <td>経済産業省（資源エネルギー庁）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>ガス工作物</td> <td>経済産業省（資源エネルギー庁）</td> <td>商工部工業保安課</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池</td> <td>厚生労働省</td> <td>県土整備部水資源対策課 水道整備室</td> </tr> <tr> <td>4号</td> <td>鉄道施設、軌道施設</td> <td>国土交通省</td> <td>企画・地域振興部 交通政策課</td> </tr> <tr> <td>5号</td> <td>電気通信事業用交換設備</td> <td>総務省</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>6号</td> <td>放送用無線設備</td> <td>総務省</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>7号</td> <td>水域施設、係留施設</td> <td>国土交通省</td> <td>県土整備部港湾課</td> </tr> <tr> <td>8号</td> <td>滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設</td> <td>国土交通省</td> <td>企画・地域振興部 空港対策局空港整備課</td> </tr> <tr> <td>9号</td> <td>ダム</td> <td>国土交通省 経済産業省</td> <td>県土整備部河川課 農林水産部農村森林整備課 企業局管理課</td> </tr> <tr> <td rowspan="11">第28条</td> <td>1号</td> <td>危険物</td> <td>総務省消防庁</td> <td>総務部防災危機管理局 消防防災指導課</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>毒劇物（毒物及び劇物取締法）</td> <td>厚生労働省</td> <td>保健医療介護部薬務課</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>火薬類</td> <td>経済産業省</td> <td>商工部工業保安課</td> </tr> <tr> <td>4号</td> <td>高圧ガス</td> <td>経済産業省</td> <td>商工部工業保安課</td> </tr> <tr> <td>5号</td> <td>核燃料物質（汚染物質を含む。）</td> <td>原子力規制委員会</td> <td>総務部防災危機管理局 防災企画課</td> </tr> <tr> <td>6号</td> <td>核原料物質</td> <td>原子力規制委員会</td> <td>総務部防災危機管理局 防災企画課</td> </tr> <tr> <td>7号</td> <td>放射性同位元素（汚染物質を含む。）</td> <td>原子力規制委員会</td> <td>総務部防災危機管理局 防災企画課</td> </tr> <tr> <td>8号</td> <td>毒劇薬（薬事法）</td> <td>厚生労働省 農林水産省</td> <td>保健医療介護部薬務課 農林水産部畜産課</td> </tr> <tr> <td>9号</td> <td>電気工作物内の高圧ガス</td> <td>経済産業省</td> <td>商工部工業保安課</td> </tr> <tr> <td>10号</td> <td>生物剤、毒素</td> <td>各省庁（主務大臣）</td> <td>保健医療介護部保健医療介護総務課</td> </tr> <tr> <td>11号</td> <td>毒性物質</td> <td>経済産業省</td> <td>保健医療介護部保健医療介護総務課</td> </tr> </tbody> </table>	国民保護法施行令	各号	施設の種 類	所管省庁名	県関係部局	第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省（資源エネルギー庁）	—	2号	ガス工作物	経済産業省（資源エネルギー庁）	商工部工業保安課	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	県土整備部水資源対策課 水道整備室	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	企画・地域振興部 交通政策課	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	—	6号	放送用無線設備	総務省	—	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	県土整備部港湾課	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	企画・地域振興部 空港対策局空港整備課	9号	ダム	国土交通省 経済産業省	県土整備部河川課 農林水産部農村森林整備課 企業局管理課	第28条	1号	危険物	総務省消防庁	総務部防災危機管理局 消防防災指導課	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	保健医療介護部薬務課	3号	火薬類	経済産業省	商工部工業保安課	4号	高圧ガス	経済産業省	商工部工業保安課	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	総務部防災危機管理局 防災企画課	6号	核原料物質	原子力規制委員会	総務部防災危機管理局 防災企画課	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	総務部防災危機管理局 防災企画課	8号	毒劇薬（薬事法）	厚生労働省 農林水産省	保健医療介護部薬務課 農林水産部畜産課	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	商工部工業保安課	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）	保健医療介護部保健医療介護総務課	11号	毒性物質	経済産業省	保健医療介護部保健医療介護総務課
国民保護法施行令	各号	施設の種 類	所管省庁名	県関係部局																																																																																																																																																																												
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	—																																																																																																																																																																												
	2号	ガス工作物	経済産業省	商工部工業保安課																																																																																																																																																																												
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	県土整備部水道整備室																																																																																																																																																																												
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	県土整備部企画交通課																																																																																																																																																																												
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	—																																																																																																																																																																												
	6号	放送用無線設備	総務省	—																																																																																																																																																																												
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	県土整備部港湾課																																																																																																																																																																												
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	企画・地域振興部空港整備課																																																																																																																																																																												
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省	県土整備部河川課 農林水産部農村森林整備課 企業局管理課																																																																																																																																																																												
第28条	1号	危険物	総務省消防庁	消防防災指導課																																																																																																																																																																												
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	保健医療介護部薬務課																																																																																																																																																																												
	3号	火薬類	経済産業省	商工部工業保安課																																																																																																																																																																												
	4号	高圧ガス	経済産業省	商工部工業保安課																																																																																																																																																																												
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省 経済産業省	防災危機管理局																																																																																																																																																																												
	6号	核原料物質	文部科学省 経済産業省	—																																																																																																																																																																												
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省	防災危機管理局																																																																																																																																																																												
	8号	毒劇薬（薬事法）	厚生労働省 農林水産省	保健医療介護部薬務課 農林水産部畜産課																																																																																																																																																																												
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	商工部工業保安課																																																																																																																																																																												
	10号	生物剤、毒素	各省庁 （主務大臣）	保健医療介護部保健医療介護総務課																																																																																																																																																																												
	11号	毒性物質	経済産業省	保健医療介護部保健医療介護総務課																																																																																																																																																																												
国民保護法施行令	各号	施設の種 類	所管省庁名	県関係部局																																																																																																																																																																												
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省（資源エネルギー庁）	—																																																																																																																																																																												
	2号	ガス工作物	経済産業省（資源エネルギー庁）	商工部工業保安課																																																																																																																																																																												
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	県土整備部水資源対策課 水道整備室																																																																																																																																																																												
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	企画・地域振興部 交通政策課																																																																																																																																																																												
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	—																																																																																																																																																																												
	6号	放送用無線設備	総務省	—																																																																																																																																																																												
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	県土整備部港湾課																																																																																																																																																																												
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	企画・地域振興部 空港対策局空港整備課																																																																																																																																																																												
	9号	ダム	国土交通省 経済産業省	県土整備部河川課 農林水産部農村森林整備課 企業局管理課																																																																																																																																																																												
第28条	1号	危険物	総務省消防庁	総務部防災危機管理局 消防防災指導課																																																																																																																																																																												
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	保健医療介護部薬務課																																																																																																																																																																												
	3号	火薬類	経済産業省	商工部工業保安課																																																																																																																																																																												
	4号	高圧ガス	経済産業省	商工部工業保安課																																																																																																																																																																												
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	総務部防災危機管理局 防災企画課																																																																																																																																																																												
	6号	核原料物質	原子力規制委員会	総務部防災危機管理局 防災企画課																																																																																																																																																																												
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	総務部防災危機管理局 防災企画課																																																																																																																																																																												
	8号	毒劇薬（薬事法）	厚生労働省 農林水産省	保健医療介護部薬務課 農林水産部畜産課																																																																																																																																																																												
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	商工部工業保安課																																																																																																																																																																												
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）	保健医療介護部保健医療介護総務課																																																																																																																																																																												
	11号	毒性物質	経済産業省	保健医療介護部保健医療介護総務課																																																																																																																																																																												

新旧対照表頁	現行計画	改定案																		
<p>P40～P43 仮称の削除</p>	<p style="text-align: center;">第3編 武力攻撃事態への対処</p> <p>第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置 (略)</p> <p>1 事態認定前における国民保護対策準備室(仮称)の設置及び初動措置</p> <p>(1) 国民保護対策準備室(仮称)の設置</p> <p>① 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、「国民保護対策準備室(仮称)」を設置する。「国民保護対策準備室(仮称)」は、市対策本部員のうち、国民保護担当部課長など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。</p> <p>【国民保護対策準備室(仮称)の構成等】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">国民保護対策準備室(仮称)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center; vertical-align: top;"> <p>準備室長(副市長)</p> <hr/> <p>参集要員 ・教育長 ・国民保護担当部課長 ・各部長 ・消防長が指定する消防職員</p> <p>※事態の推移に応じ、体制の強化又は縮小を行う</p> </td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;"> <p>迅速な情報収集・分析</p> </td> <td style="width: 60%; text-align: center; vertical-align: middle;"> <p>関係機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">消防機関</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">県</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">県警察</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">海上保安部等</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">自衛隊</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">その他関係機関</td></tr> </table> </td> </tr> </table> </div> <p>② 「国民保護対策準備室(仮称)」は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、国民保護対策準備室を設置した旨について、県に連絡を行う。</p> <p>この場合、国民保護対策準備室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。</p> <p>(2) 初動措置の確保</p> <p>市は、「国民保護対策準備室(仮称)」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活</p>	<p>準備室長(副市長)</p> <hr/> <p>参集要員 ・教育長 ・国民保護担当部課長 ・各部長 ・消防長が指定する消防職員</p> <p>※事態の推移に応じ、体制の強化又は縮小を行う</p>	<p>迅速な情報収集・分析</p>	<p>関係機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">消防機関</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">県</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">県警察</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">海上保安部等</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">自衛隊</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">その他関係機関</td></tr> </table>	消防機関	県	県警察	海上保安部等	自衛隊	その他関係機関	<p style="text-align: center;">第3編 武力攻撃事態への対処</p> <p>第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置 (略)</p> <p>1 事態認定前における国民保護対策準備室の設置及び初動措置</p> <p>(1) 国民保護対策準備室の設置</p> <p>① 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、「国民保護対策準備室」を設置する。「国民保護対策準備室」は、市対策本部員のうち、国民保護担当部課長など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。</p> <p>【国民保護対策準備室の構成等】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">国民保護対策準備室</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center; vertical-align: top;"> <p>準備室長(副市長)</p> <hr/> <p>参集要員 ・教育長 ・国民保護担当部課長 ・各部長 ・消防長が指定する消防職員</p> <p>※事態の推移に応じ、体制の強化又は縮小を行う</p> </td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;"> <p>迅速な情報収集・分析</p> </td> <td style="width: 60%; text-align: center; vertical-align: middle;"> <p>関係機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">消防機関</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">県</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">県警察</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">海上保安部等</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">自衛隊</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">その他関係機関</td></tr> </table> </td> </tr> </table> </div> <p>② 「国民保護対策準備室」は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、国民保護対策準備室を設置した旨について、県に連絡を行う。</p> <p>この場合、国民保護対策準備室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。</p> <p>(2) 初動措置の確保</p> <p>市は、「国民保護対策準備室」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を</p>	<p>準備室長(副市長)</p> <hr/> <p>参集要員 ・教育長 ・国民保護担当部課長 ・各部長 ・消防長が指定する消防職員</p> <p>※事態の推移に応じ、体制の強化又は縮小を行う</p>	<p>迅速な情報収集・分析</p>	<p>関係機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">消防機関</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">県</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">県警察</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">海上保安部等</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">自衛隊</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">その他関係機関</td></tr> </table>	消防機関	県	県警察	海上保安部等	自衛隊	その他関係機関
<p>準備室長(副市長)</p> <hr/> <p>参集要員 ・教育長 ・国民保護担当部課長 ・各部長 ・消防長が指定する消防職員</p> <p>※事態の推移に応じ、体制の強化又は縮小を行う</p>	<p>迅速な情報収集・分析</p>	<p>関係機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">消防機関</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">県</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">県警察</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">海上保安部等</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">自衛隊</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">その他関係機関</td></tr> </table>	消防機関	県	県警察	海上保安部等	自衛隊	その他関係機関												
消防機関																				
県																				
県警察																				
海上保安部等																				
自衛隊																				
その他関係機関																				
<p>準備室長(副市長)</p> <hr/> <p>参集要員 ・教育長 ・国民保護担当部課長 ・各部長 ・消防長が指定する消防職員</p> <p>※事態の推移に応じ、体制の強化又は縮小を行う</p>	<p>迅速な情報収集・分析</p>	<p>関係機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">消防機関</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">県</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">県警察</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">海上保安部等</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">自衛隊</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">その他関係機関</td></tr> </table>	消防機関	県	県警察	海上保安部等	自衛隊	その他関係機関												
消防機関																				
県																				
県警察																				
海上保安部等																				
自衛隊																				
その他関係機関																				

新旧対照表頁	現行計画	改定案
	<p>動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。</p> <p>市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。</p> <p>また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 市対策本部への移行に要する調整</p> <p>「国民保護対策準備室(仮称)」を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「国民保護対策準備室(仮称)」は廃止する。</p> <p>【災害対策基本法との関係について】</p> <p>(略)</p> 	<p>踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。</p> <p>市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。</p> <p>また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 市対策本部への移行に要する調整</p> <p>「国民保護対策準備室」を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「国民保護対策準備室」は廃止する。</p> <p>【災害対策基本法との関係について】</p> <p>(略)</p> 

新旧対照表頁	現行計画	改定案
	<p>2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応</p> <p>市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、担当課室体制を立ち上げ、又は国民保護対策準備室(仮称)を設置して、即応体制の強化を図る。</p> <p>この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。</p> <p>第2章 市対策本部の設置等</p> <p>1 市対策本部の設置</p> <p>(1) 市対策本部の設置の手順</p> <p>① (略)</p> <p>② 市長による市対策本部の設置</p> <p>指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。なお、事前に国民保護対策準備室(仮称)を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応</p> <p>市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、担当課室体制を立ち上げ、又は国民保護対策準備室を設置して、即応体制の強化を図る。</p> <p>この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。</p> <p>第2章 市対策本部の設置等</p> <p>1 市対策本部の設置</p> <p>(1) 市対策本部の設置の手順</p> <p>① (略)</p> <p>② 市長による市対策本部の設置</p> <p>指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。なお、事前に国民保護対策準備室を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ (略)</p> <p>(2) (略)</p>

新旧対照表頁	現行計画	改定案
<p style="text-align: center;">P44 市の機構改革に伴う分掌事務の整理</p>	<p>(3) (略) 【市対策本部の組織】</p> <p>※本部長が必要と認めるとき、国の職員その他職員以外の者を本部の会議に出席させることができる。</p> <p>【市対策本部長の補佐機能の編成】 (略)</p>	<p>(3) (略) 【市対策本部の組織】</p> <p>※本部長が必要と認めるとき、国の職員その他職員以外の者を本部の会議に出席させることができる。</p> <p>【市対策本部長の補佐機能の編成】 (略)</p>

新旧対照表頁	現行計画	改定案																																									
<p>P45～P49 市の機構改革に伴う分掌事務の整理</p>	<p>【市の各部における武力攻撃事態における業務】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班名</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>秘書対策部</td> <td>秘書広報班 (秘書広報課)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・見舞者等への応援、秘書に関すること ・本部長、副本部長の秘書に関すること ・市国民保護対策本部と報道機関の連絡に関すること ・被災地の記録写真の撮影等に関すること ・市国民保護対策本部の広報に関すること </td> </tr> <tr> <td rowspan="6">総務対策部</td> <td>総務班 (総務課)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における通信の確保に関すること ・部内外の連絡調整に関すること ・部内の被害状況の取りまとめに関すること ・他の部の所管に属さないこと </td> </tr> <tr> <td>人事班 (人事課)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の動員及び参集状況調査に関すること ・職員及びその家族の被害調査に関すること ・各対策班の応援に関すること </td> </tr> <tr> <td>財政班 (財政課)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・災害の応急費、市国民保護対策本部等の予算措置に関すること ・国、県等の補助金の措置に関すること ・災害関係経費のとりまとめに関すること ・各対策班の応援に関すること </td> </tr> <tr> <td>管財契約班 (管財契約課)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・公用車の配置に関すること ・緊急通行車両の確認申請に関すること ・公共施設、公共空地の利用調整に関すること ・庁舎管理及び市有財産の被害調査、復旧対策に関すること ・各対策班の応援に関すること </td> </tr> <tr> <td>監査事務局班 (監査事務局)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策事務及び各対策班の応援に関すること </td> </tr> <tr> <td>会計班 (会計課)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・配備要員の給食に関すること ・市国民保護対策本部用物資の調達及び出納保管に関すること ・義援金品の受付、保管及び配分に関すること </td> </tr> </tbody> </table>	部	班名	分掌事務	(略)		(略)	秘書対策部	秘書広報班 (秘書広報課)	<ul style="list-style-type: none"> ・見舞者等への応援、秘書に関すること ・本部長、副本部長の秘書に関すること ・市国民保護対策本部と報道機関の連絡に関すること ・被災地の記録写真の撮影等に関すること ・市国民保護対策本部の広報に関すること 	総務対策部	総務班 (総務課)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における通信の確保に関すること ・部内外の連絡調整に関すること ・部内の被害状況の取りまとめに関すること ・他の部の所管に属さないこと 	人事班 (人事課)	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の動員及び参集状況調査に関すること ・職員及びその家族の被害調査に関すること ・各対策班の応援に関すること 	財政班 (財政課)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の応急費、市国民保護対策本部等の予算措置に関すること ・国、県等の補助金の措置に関すること ・災害関係経費のとりまとめに関すること ・各対策班の応援に関すること 	管財契約班 (管財契約課)	<ul style="list-style-type: none"> ・公用車の配置に関すること ・緊急通行車両の確認申請に関すること ・公共施設、公共空地の利用調整に関すること ・庁舎管理及び市有財産の被害調査、復旧対策に関すること ・各対策班の応援に関すること 	監査事務局班 (監査事務局)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策事務及び各対策班の応援に関すること 	会計班 (会計課)	<ul style="list-style-type: none"> ・配備要員の給食に関すること ・市国民保護対策本部用物資の調達及び出納保管に関すること ・義援金品の受付、保管及び配分に関すること 	<p>【市の各部における武力攻撃事態における業務】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班名</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">総務対策部</td> <td>総務班 (総務課)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における通信の確保に関すること ・部内外の連絡調整に関すること ・部内の被害状況の取りまとめに関すること ・他の部の所管に属さないこと </td> </tr> <tr> <td>人事班 (人事課)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の動員及び参集状況調査に関すること ・職員及びその家族の被害調査に関すること ・各対策班の応援に関すること </td> </tr> <tr> <td>財政班 (財政課)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・災害の応急費、市国民保護対策本部等の予算措置に関すること ・国、県等の補助金の措置に関すること ・災害関係経費のとりまとめに関すること ・各対策班の応援に関すること </td> </tr> <tr> <td>管財契約班 (管財契約課)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・公用車の配置に関すること ・緊急通行車両の確認申請に関すること ・公共施設、公共空地の利用調整に関すること ・庁舎管理及び市有財産の被害調査、復旧対策に関すること ・各対策班の応援に関すること </td> </tr> <tr> <td>監査事務局班 (監査事務局)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策事務及び各対策班の応援に関すること </td> </tr> <tr> <td>会計班 (会計課)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・配備要員の給食に関すること ・市国民保護対策本部用物資の調達及び出納保管に関すること ・義援金品の受付、保管及び配分に関すること </td> </tr> </tbody> </table>	部	班名	分掌事務	(略)		(略)	総務対策部	総務班 (総務課)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における通信の確保に関すること ・部内外の連絡調整に関すること ・部内の被害状況の取りまとめに関すること ・他の部の所管に属さないこと 	人事班 (人事課)	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の動員及び参集状況調査に関すること ・職員及びその家族の被害調査に関すること ・各対策班の応援に関すること 	財政班 (財政課)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の応急費、市国民保護対策本部等の予算措置に関すること ・国、県等の補助金の措置に関すること ・災害関係経費のとりまとめに関すること ・各対策班の応援に関すること 	管財契約班 (管財契約課)	<ul style="list-style-type: none"> ・公用車の配置に関すること ・緊急通行車両の確認申請に関すること ・公共施設、公共空地の利用調整に関すること ・庁舎管理及び市有財産の被害調査、復旧対策に関すること ・各対策班の応援に関すること 	監査事務局班 (監査事務局)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策事務及び各対策班の応援に関すること 	会計班 (会計課)	<ul style="list-style-type: none"> ・配備要員の給食に関すること ・市国民保護対策本部用物資の調達及び出納保管に関すること ・義援金品の受付、保管及び配分に関すること
	部	班名	分掌事務																																								
(略)		(略)																																									
秘書対策部	秘書広報班 (秘書広報課)	<ul style="list-style-type: none"> ・見舞者等への応援、秘書に関すること ・本部長、副本部長の秘書に関すること ・市国民保護対策本部と報道機関の連絡に関すること ・被災地の記録写真の撮影等に関すること ・市国民保護対策本部の広報に関すること 																																									
総務対策部	総務班 (総務課)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における通信の確保に関すること ・部内外の連絡調整に関すること ・部内の被害状況の取りまとめに関すること ・他の部の所管に属さないこと 																																									
	人事班 (人事課)	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の動員及び参集状況調査に関すること ・職員及びその家族の被害調査に関すること ・各対策班の応援に関すること 																																									
	財政班 (財政課)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の応急費、市国民保護対策本部等の予算措置に関すること ・国、県等の補助金の措置に関すること ・災害関係経費のとりまとめに関すること ・各対策班の応援に関すること 																																									
	管財契約班 (管財契約課)	<ul style="list-style-type: none"> ・公用車の配置に関すること ・緊急通行車両の確認申請に関すること ・公共施設、公共空地の利用調整に関すること ・庁舎管理及び市有財産の被害調査、復旧対策に関すること ・各対策班の応援に関すること 																																									
	監査事務局班 (監査事務局)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策事務及び各対策班の応援に関すること 																																									
	会計班 (会計課)	<ul style="list-style-type: none"> ・配備要員の給食に関すること ・市国民保護対策本部用物資の調達及び出納保管に関すること ・義援金品の受付、保管及び配分に関すること 																																									
部	班名	分掌事務																																									
(略)		(略)																																									
総務対策部	総務班 (総務課)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における通信の確保に関すること ・部内外の連絡調整に関すること ・部内の被害状況の取りまとめに関すること ・他の部の所管に属さないこと 																																									
	人事班 (人事課)	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の動員及び参集状況調査に関すること ・職員及びその家族の被害調査に関すること ・各対策班の応援に関すること 																																									
	財政班 (財政課)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の応急費、市国民保護対策本部等の予算措置に関すること ・国、県等の補助金の措置に関すること ・災害関係経費のとりまとめに関すること ・各対策班の応援に関すること 																																									
	管財契約班 (管財契約課)	<ul style="list-style-type: none"> ・公用車の配置に関すること ・緊急通行車両の確認申請に関すること ・公共施設、公共空地の利用調整に関すること ・庁舎管理及び市有財産の被害調査、復旧対策に関すること ・各対策班の応援に関すること 																																									
	監査事務局班 (監査事務局)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策事務及び各対策班の応援に関すること 																																									
	会計班 (会計課)	<ul style="list-style-type: none"> ・配備要員の給食に関すること ・市国民保護対策本部用物資の調達及び出納保管に関すること ・義援金品の受付、保管及び配分に関すること 																																									

新旧対照表頁	現行計画			改定案		
	<p>危機管理 対策部</p>	<p>危機管理班 (危機管理課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市国民保護対策本部に関すること ・避難勧告・指示の伝達に関すること ・県・その他関係機関との連絡調整に関すること ・自衛隊の派遣要請、及び協力機関の協力要請に関すること ・行方不明者の捜索に関すること ・警戒区域の設定、緊急通報の伝達に関すること ・防災行政無線の運用、管理に関すること ・応急救助及び応急対策に要する労働力の提供に関すること ・関係機関に対する要望書、陳情書等の作成に関すること ・災害資料の作成及び災害記録に関すること ・避難、救護施設等の選定等に関すること ・災害対策従事者の食糧、飲料水、宿泊の確保に関すること ・被災者に対する救援物資の調達配分に関すること ・物資の輸送に関すること ・り災証明の発行に関すること ・市国民保護対策本部及び現地対策本部設置又は廃止並びに配置規模に関すること ・他の市町村に対する応援の求め、県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関すること ・避難実施要領の策定に関すること ・特殊標章等の交付、許可に関すること 	<p>総務対策部</p>	<p>危機管理班 (危機管理課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市国民保護対策本部に関すること ・避難勧告・指示の伝達に関すること ・県・その他関係機関との連絡調整に関すること ・自衛隊の派遣要請、及び協力機関の協力要請に関すること ・行方不明者の捜索に関すること ・警戒区域の設定、緊急通報の伝達に関すること ・防災行政無線の運用、管理に関すること ・応急救助及び応急対策に要する労働力の提供に関すること ・関係機関に対する要望書、陳情書等の作成に関すること ・災害資料の作成及び災害記録に関すること ・避難、救護施設等の選定等に関すること ・災害対策従事者の食糧、飲料水、宿泊の確保に関すること ・被災者に対する救援物資の調達配分に関すること ・物資の輸送に関すること ・り災証明の発行に関すること ・市国民保護対策本部及び現地対策本部設置又は廃止並びに配置規模に関すること ・他の市町村に対する応援の求め、県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関すること ・避難実施要領の策定に関すること ・特殊標章等の交付、許可に関すること
	<p>企画対策部</p>	<p>経営企画班 (経営企画課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・情報処理に関すること ・被害情報の収集及び連絡に関すること ・部内外の連絡調整に関すること ・部内の被害状況の取りまとめに関すること 	<p>企画対策部</p>	<p>企画秘書班 (企画秘書課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・見舞者等への応援、秘書に関すること ・本部長、副本部長の秘書に関すること ・情報処理に関すること ・被害情報の収集及び連絡に関すること ・部内外の連絡調整に関すること ・部内の被害状況の取りまとめに関すること ・災害対策事務及び各対策班の応援に関すること
		<p>地域振興班 (地域振興課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住民組織（行政区等）との連絡に関すること ・災害時の相談室の設置に関すること ・外国人への支援に関すること ・JR・バス等公共交通機関の状況把握及び連絡に関すること ・安否情報に関すること ・住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること 		<p>地域振興班 (地域振興課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住民組織（行政区等）との連絡に関すること ・災害時の相談室の設置に関すること ・外国人への支援に関すること ・JR・バス等公共交通機関の状況把握及び連絡に関すること ・安否情報に関すること ・住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること ・避難勧告等の広報車による広報に関すること
		<p>情報政策班 (情報政策課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・気象予報、警報の収集及び気象情報の連絡に関すること ・市域の災害情報、被害情報の取りまとめに関すること ・災害対策事務及び各対策班の応援に関すること 		<p>シティセールス 班 (シティセール ス課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食糧及び生活物資の確保、供給に関すること ・観光客の把握・避難等の支援及び旅行者、滞在者の安全確保に関すること ・観光施設の被害調査及び応急対策に関すること ・市国民保護対策本部と報道機関の連絡に関すること ・被災地の記録写真の撮影等に関すること ・市国民保護対策本部の広報に関すること ・気象予報、警報の収集及び気象情報の連絡に関すること ・市域の災害情報、被害情報の取りまとめに関すること

新旧対照表頁	現行計画			改定案		
	市民対策部	(略)	(略)	市民対策部	(略)	(略)
		(略)	(略)		(略)	(略)
		(略)	(略)		(略)	(略)
	市民対策部	<u>二丈総合窓口班</u> (総合窓口課)	<ul style="list-style-type: none"> ・二丈支所対策部全般に関する事 ・所管区域の災害情報のとりまとめに関する事 ・所管区域の住民組織（行政区、自主防災組織等）との連絡調整に関する事 ・所管区域の被災者相談に関する事 	市民対策部		
		<u>志摩総合窓口班</u> (総合窓口課)	<ul style="list-style-type: none"> ・志摩支所対策部全般に関する事 ・所管区域の災害情報のとりまとめに関する事 ・所管区域の住民組織（行政区、自主防災組織等）との連絡調整に関する事 ・所管区域の被災者相談に関する事 			
	環境対策部	<u>生活環境班</u> (生活環境課)	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地の廃棄物処理体制の確保に関する事 ・災害時の廃棄物の処理指導に関する事 ・仮設トイレの設置に関する事 ・動物の保護、収容に関する事 ・部内外の連絡調整に関する事 ・部内の被害状況の取りまとめに関する事 	市民対策部	<u>生活環境班</u> (生活環境課)	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地の廃棄物処理体制の確保に関する事 ・災害時の廃棄物の処理指導に関する事 ・仮設トイレの設置に関する事 ・動物の保護、収容に関する事
		<u>環境施設班</u> (環境施設課)	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地の廃棄物処理体制の確保に関する事 ・災害時の廃棄物の処理指導に関する事 ・廃棄物処理費の減免申請に関する事 ・死体収容処理並びに埋火葬に関する事 ・し尿の処理に関する事 		<u>環境施設班</u> (環境施設課)	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地の廃棄物処理体制の確保に関する事 ・災害時の廃棄物の処理指導に関する事 ・廃棄物処理費の減免申請に関する事 ・死体収容処理並びに埋火葬に関する事 ・し尿の処理に関する事
	健康増進 対策部	健康づくり班 (健康づくり課)	<ul style="list-style-type: none"> ・医療班の編成及び活動に関する事 ・防疫班の編成及び活動に関する事 ・応急救護、医薬品、衛生材料の供給に関する事 ・避難所、救護施設等の防疫に関する事 	健康増進 対策部	健康づくり班 (健康づくり課)	<ul style="list-style-type: none"> ・医療班の編成及び活動に関する事 ・防疫班の編成及び活動に関する事 ・応急救護、医薬品、衛生材料の供給に関する事 ・避難所、救護施設等の防疫に関する事 ・要配慮者（乳幼児、妊婦）の対策に関する事 ・避難行動要支援者支援班に関する事
		<u>介護保険班</u> (介護保険課)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策事務及び各対策班の応援に関する事 		<u>介護・高齢者支援班</u> (介護・高齢者支援課)	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者（要介護者、高齢者）の対策に関する事 ・避難行動要支援者支援班に関する事 ・障がい者及び高齢者福祉施設における避難、福祉避難所等の開設に関する事 ・福祉仮設住宅における支援に関する事
		国保年金班 (国保年金課)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策事務及び各対策班の応援に関する事 		国保年金班 (国保年金課)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策事務及び各対策班の応援に関する事
	人権福祉 対策部	<u>保護援護班</u> (保護援護課)	<ul style="list-style-type: none"> ・死体収容処理並びに埋火葬に関する事 ・部内外の連絡調整に関する事 ・部内の被害状況の取りまとめに関する事 	人権福祉 対策部	<u>福祉保護班</u> (福祉保護課)	<ul style="list-style-type: none"> ・死体収容処理並びに埋火葬に関する事 ・災害見舞金、災害弔慰金の支給、災害援護資金の貸与に関する事 ・部内外の連絡調整に関する事 ・部内の被害状況の取りまとめに関する事

新旧対照表頁	現行計画			改定案			
	福祉支援班 (福祉支援課)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者（障がい者、高齢者）の対策に関する事 ・災害ボランティア本部との連携に関する事 ・障がい者及び高齢者福祉施設における避難、福祉避難所等の開設に関する事 ・福祉仮設住宅での支援に関する事 ・災害見舞金、災害弔慰金の支給、災害援護資金の貸与に関する事 		福祉支援班 (福祉支援課)	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>要配慮者（障がい者）</u>の対策に関する事 ・<u>避難行動要支援者支援班に関する事</u> ・災害ボランティア本部との連携に関する事 ・<u>障がい者施設</u>における避難、福祉避難所等の開設に関する事 ・福祉仮設住宅での支援に関する事 		
		(略)	(略)		(略)	(略)	
		(略)	(略)		(略)	(略)	
	建設都市 対策部	(略)	(略)		建設都市 対策部	(略)	
	農林水産 対策部	農業振興班 (農業振興課)	<ul style="list-style-type: none"> ・農作物の被害調査及び応急対策に関する事 ・害虫の発生予防及び防除に関する事 ・救援苗の受付配給及び斡旋に関する事 ・家畜及び畜産施設、樹園地等の被害調査及び応急対策に関する事 ・被災家畜の飼料に関する事 ・家畜の感染症予防及び防疫に関する事 ・被災農林産業者に対する融資の斡旋に関する事 ・部内外の連絡調整に関する事 ・部内の被害状況の取りまとめに関する事 		農業振興班 (農業振興課)	<ul style="list-style-type: none"> ・農作物の被害調査及び応急対策に関する事 ・害虫の発生予防及び防除に関する事 ・救援苗の受付配給及び斡旋に関する事 ・家畜及び畜産施設、樹園地等の被害調査及び応急対策に関する事 ・被災家畜の飼料に関する事 ・家畜の感染症予防及び防疫に関する事 ・被災農林産業者に対する融資の斡旋に関する事 ・部内外の連絡調整に関する事 ・部内の被害状況の取りまとめに関する事 	
		農林土木班 (農林土木課)	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の被害調査及び応急対策に関する事 ・農道、頭首工、ため池及び水路の被害調査並びに応急対策に関する事 ・樹園地及び開拓地の被害調査並びに応急対策に関する事 ・林産物の被害調査及び応急対策に関する事 ・林道、その他治山施設の被害調査及び応急対策に関する事 ・応急対策用資材（木材）等の調達・配分に関する事 		農林土木班 (農林土木課)	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の被害調査及び応急対策に関する事 ・農道、頭首工、ため池及び水路の被害調査並びに応急対策に関する事 ・樹園地及び開拓地の被害調査並びに応急対策に関する事 ・林産物の被害調査及び応急対策に関する事 ・林道、その他治山施設の被害調査及び応急対策に関する事 ・応急対策用資材（木材）等の調達・配分に関する事 	
		水産振興班 (水産振興課)	<ul style="list-style-type: none"> ・水産施設における避難、避難所・救護施設等の開放に関する事 ・水産業者の被害調査及び応急対策に関する事 ・被災水産業者に対する融資の斡旋に関する事 ・船舶の被害及び応急対策に関する事 		水産商工班 (水産商工課)	<ul style="list-style-type: none"> ・水産施設における避難、避難所・救護施設等の開放に関する事 ・水産業者の被害調査及び応急対策に関する事 ・被災水産業者に対する融資の斡旋に関する事 ・船舶の被害及び応急対策に関する事 ・<u>食糧及び生活物資の確保、供給に関する事</u> ・<u>商工業施設における避難、避難所・救護施設等の開放に関する事</u> ・<u>商工業者の被害調査及び応急対策に関する事</u> ・<u>被災商工業者に対する融資の斡旋に関する事</u> ・<u>市が造成した産業団地及び誘致企業の被害調査並びに応急対策に関する事</u> 	
		農業委員班 (農業委員会)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策事務及び各対策班の応援に関する事 		農業委員班 (農業委員会)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策事務及び各対策班の応援に関する事 	

新旧対照表頁	現行計画			改定案		
	経済振興 対策部	商工振興班 (商工振興課)	<ul style="list-style-type: none"> ・食糧及び生活物資の確保、供給に関すること ・商工業施設における避難、避難所・救護施設等の開放に関すること ・商工業者の被害調査及び応急対策に関すること ・被災商工業者に対する融資の斡旋に関すること ・部内外の連絡調整に関すること ・部内の被害状況の取りまとめに関すること ・市が造成した産業団地及び誘致企業の被害調査並びに応急対策に関すること 			
シティセールス 班 (シティセールス 課)		<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策事務及び各対策班の応援に関すること ・食糧及び生活物資の確保、供給に関すること ・観光客の把握・避難等の支援及び旅行者、滞在者の安全確保に関すること ・観光施設の被害調査及び応急対策に関すること 				
学研都市づくり 班 (学研都市づくり 課)		<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の広報車による広報に関すること ・各対策班の応援に関すること 				
上下水道 対策部	(略)	(略)	上下水道 対策部	(略)	(略)	
教育対策部	(略)	(略)	教育対策部	(略)	(略)	
議会対策部	(略)	(略)	議会対策部	(略)	(略)	
消防本部	(略)	(略)	消防本部	(略)	(略)	
消防団	(略)	(略)	消防団	(略)	(略)	
<p style="text-align: center;">P56</p> <p>県国民保護計画の見直しに伴う整理</p>	<p>第3章 関係機関相互の連携</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 ボランティア団体等に対する支援等</p> <p>(1) 自主防災組織等に対する支援</p> <p>市は、自主防災組織による<u>警報の内容</u>の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。</p>			<p>第3章 関係機関相互の連携</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 ボランティア団体等に対する支援等</p> <p>(1) 自主防災組織等に対する支援</p> <p>市は、自主防災組織による<u>情報</u>の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。</p>		

新旧対照表頁	現行計画	改定案
<p>P59～P60 用語の整理</p>	<p>第4章 警報及び避難の指示等</p> <p>第1 警報の伝達等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 警報の内容の伝達方法</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や災害時要援護者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。</p> <p>また、市は、警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。</p> <p>(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、<u>災害時要援護者</u>について、防災・福祉部局との連携の下で避難支援プランを活用するなど、<u>災害時要援護者</u>に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 警報の伝達に当たって特に留意が必要な事項</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 高齢者、障がい者、児童等に対する警報の伝達</p> <p>市は、防災における体制等を活用し高齢者等の<u>災害時要援護者</u>への対応を優先するとともに、迅速かつ的確に警報の内容を伝達するため、それぞれの状況等に応じてファックス、携帯電話、電子メール等の多様な媒体の活用を努めるものとする。</p> <p>また、高齢者施設や学校等の施設管理者に対し多様な媒体を活用して警報の伝達に努めるとともに、施設管理者においては、速やかに施設内における利用者に対する伝達を行うように努めるものとする。</p>	<p>第4章 警報及び避難の指示等</p> <p>第1 警報の伝達等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 警報の内容の伝達方法</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や<u>要配慮者</u>等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。</p> <p>また、市は、警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。</p> <p>(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、<u>避難行動要支援者</u>について、防災・福祉部局との連携の下で避難支援プランを活用するなど、<u>避難行動要支援者</u>に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 警報の伝達に当たって特に留意が必要な事項</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 高齢者、障がい者、児童等に対する警報の伝達</p> <p>市は、防災における体制等を活用し高齢者等の<u>要配慮者</u>への対応を優先するとともに、迅速かつ的確に警報の内容を伝達するため、それぞれの状況等に応じてファックス、携帯電話、電子メール等の多様な媒体の活用を努めるものとする。</p> <p>また、高齢者施設や学校等の施設管理者に対し多様な媒体を活用して警報の伝達に努めるとともに、施設管理者においては、速やかに施設内における利用者に対する伝達を行うように努めるものとする</p>
<p>P63～P66 用語の整理</p>	<p>第4章 警報及び避難の指示等</p> <p>第2 避難住民の誘導等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 避難実施要領の策定</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難実施要領の項目</p>	<p>第4章 警報及び避難の指示等</p> <p>第2 避難住民の誘導等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 避難実施要領の策定</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難実施要領の項目</p>

新旧対照表頁	現行計画	改定案
追加		<p><u>難指示を行う。</u></p> <p><u>② 県知事から緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）に相当する地域外について、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）に相当する地域と同様の指示があった場合には、市長はこの内容を踏まえて、住民への避難指示を行う。</u></p> <p><u>【状況に応じた指示の例】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>コンクリート建築物等への屋内避難を指示</u> ・ <u>事態の進捗に応じて、他の地域への避難によらなければ相当の被ばくを避けられない場合には、当該避難を指示</u> <p><u>(5) NBC攻撃の場合</u></p> <p><u>市は、避難誘導する者に防護服を着用させる等安全を図るための措置を講ずることや風下方向を避けて避難を行うことなどに留意して避難の指示を行う。</u></p> <p><u>さらに、市は、県知事の攻撃の特性に応じた避難措置の指示の内容を踏まえ、避難の指示を行う。</u></p>
<p>P72</p> <p>国基本指針、県国民保護計画の見直しに伴う整理</p> <p>（国民保護法の救護事務が厚生労働省から内閣府（防災担当）へ移管されたことに伴う整理）</p>	<p>第5章 救護</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 救援の内容</p> <p>(1) 救援の基準等</p> <p>市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。</p> <p>市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、<u>厚生労働大臣</u>に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。</p>	<p>第5章 救護</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 救援の内容</p> <p>(1) 救援の基準等</p> <p>市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（<u>平成25年内閣府告示第229号</u>。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。</p> <p>市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、<u>内閣総理大臣</u>に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。</p>
<p>P84～86</p> <p>国基本指針、県国民保護計画の見直しに伴う整理</p>	<p>第7章 武力攻撃災害への対処</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等</p> <p>市は、武力攻撃原子力災害への対処等については、原則として、市の地域防災計画に定められた措置や福岡県地域防災計画（<u>放射線災害対策編</u>）に定められた内容に準じた措置を講ずるものとし、また、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。</p> <p>1 武力攻撃原子力災害への対処</p> <p>(1) 地域防災計画等に定められた措置等の実施</p> <p>市は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の</p>	<p>第7章 武力攻撃災害への対処</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等</p> <p>市は、武力攻撃原子力災害への対処等については、原則として、市の地域防災計画に定められた措置や福岡県地域防災計画（<u>原子力災害対策編</u>）に定められた内容に準じた措置を講ずるものとし、また、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。</p> <p>1 武力攻撃原子力災害への対処</p> <p>(1) 地域防災計画等に定められた措置等の実施</p> <p>市は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の</p>

新旧対照表頁	現行計画	改定案
	<p>実施に当たっては、原則として、市の地域防災計画に定められた措置や福岡県地域防災計画（放射線災害応急対策計画）等に定められた内容に準じた措置を講ずる</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 住民の避難誘導</p> <p>①～② (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 安定ヨウ素剤の配布</p> <p>市長は、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、国の対策本部長による服用時機の指示に基づき、県やその他の関係機関と協力して住民に安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示するほか、事態の状況により、その判断に基づき服用すべき時機の指示その他の必要な措置を講ずる。</p> <p>(6) (略)</p> <p>2 NBC攻撃による災害への対処</p> <p>(1) 応急措置の実施</p> <p>市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。</p> <p>市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。</p> <p>(2) 国の方針に基づく措置の実施</p> <p>市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。</p>	<p>実施に当たっては、原則として、市の地域防災計画に定められた措置や福岡県地域防災計画（<u>原子力災害対策編</u>）等に定められた内容に準じた措置を講ずる。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 住民の避難誘導</p> <p>①～② (略)</p> <p><u>③ 市長は、避難の際の住民等に対するスクリーニング及び除染の実施について、県知事の指示を踏まえ、福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）及び糸島市地域防災計画（原子力災害対策計画）の定め例により行うものとする。</u></p> <p><u>なお、屋内避難については、コンクリート建屋への屋内避難が有効であることに留意する。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 安定ヨウ素剤の配布</p> <p>市長は、安定ヨウ素剤の<u>配布について、県やその他関係機関と協力し、福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）及び糸島市地域防災計画（原子力災害対策計画）の定め例により行うものとする。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>2 NBC攻撃による災害への対処</p> <p>(1) 応急措置の実施</p> <p>市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。</p> <p><u>核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）のスクリーニング及び除染を福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）及び糸島市地域防災計画（原子力災害対策計画）の定め例により行うものとする。</u></p> <p>市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。</p> <p>(2) 国の方針に基づく措置の実施</p> <p>市は、内閣総理大臣が、関係大臣等を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。</p>

新旧対照表頁	現行計画	改定案																										
<p>P99～100</p> <p>災害対策基本法における用語の修正に伴う変更</p> <p>わかりにくい用語の説明を追加</p>	<p>資料編</p> <p>1 用語の意義</p> <table border="1" data-bbox="557 409 1638 1276"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>意義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>災害時要援護者</td> <td>必要な情報の収集や、安全な場所への避難など災害時の行動についてハンディを抱えている人々をいい、寝たきり等の高齢者、障がい者（児）、乳幼児などを指す。</td> </tr> <tr> <td>指定行政機関</td> <td>次に掲げる機関で、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成15年政令第252号。以下「事態対処法施行令」という。）で定めるものをいう。 1 (略) 2 (略) 3 (略) 4 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	用語	意義	(略)	(略)	災害時要援護者	必要な情報の収集や、安全な場所への避難など災害時の行動についてハンディを抱えている人々をいい、寝たきり等の高齢者、障がい者（児）、乳幼児などを指す。	指定行政機関	次に掲げる機関で、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成15年政令第252号。以下「事態対処法施行令」という。）で定めるものをいう。 1 (略) 2 (略) 3 (略) 4 (略)	(略)	(略)	<p>資料編</p> <p>1 用語の意義</p> <table border="1" data-bbox="1685 409 2766 1627"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>意義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>要配慮者</td> <td>高齢者、障がい者（児）、乳幼児その他の特に配慮を要する者。</td> </tr> <tr> <td>避難行動要支援者</td> <td>要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。</td> </tr> <tr> <td>指定行政機関</td> <td>次に掲げる機関で、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成15年政令第252号。以下「事態対処法施行令」という。）で定めるものをいう。内閣府をはじめとする各省庁等を指す。 1 (略) 2 (略) 3 (略) 4 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）</td> <td>官邸から関係機関に、緊急にお知らせする情報を迅速に伝達するための一斉同報システム。</td> </tr> <tr> <td>全国瞬時警報システム（J-ALERT）</td> <td>弾道ミサイル情報、津波警報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星を用いて国（内閣官房、気象庁から消防庁を経由）から送信し、市町村防災行政無線（同報系）等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム。</td> </tr> </tbody> </table>	用語	意義	(略)	(略)	要配慮者	高齢者、障がい者（児）、乳幼児その他の特に配慮を要する者。	避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。	指定行政機関	次に掲げる機関で、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成15年政令第252号。以下「事態対処法施行令」という。）で定めるものをいう。内閣府をはじめとする各省庁等を指す。 1 (略) 2 (略) 3 (略) 4 (略)	(略)	(略)	緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）	官邸から関係機関に、緊急にお知らせする情報を迅速に伝達するための一斉同報システム。	全国瞬時警報システム（J-ALERT）	弾道ミサイル情報、津波警報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星を用いて国（内閣官房、気象庁から消防庁を経由）から送信し、市町村防災行政無線（同報系）等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム。
		用語	意義																									
		(略)	(略)																									
		災害時要援護者	必要な情報の収集や、安全な場所への避難など災害時の行動についてハンディを抱えている人々をいい、寝たきり等の高齢者、障がい者（児）、乳幼児などを指す。																									
		指定行政機関	次に掲げる機関で、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成15年政令第252号。以下「事態対処法施行令」という。）で定めるものをいう。 1 (略) 2 (略) 3 (略) 4 (略)																									
		(略)	(略)																									
用語	意義																											
(略)	(略)																											
要配慮者	高齢者、障がい者（児）、乳幼児その他の特に配慮を要する者。																											
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。																											
指定行政機関	次に掲げる機関で、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成15年政令第252号。以下「事態対処法施行令」という。）で定めるものをいう。内閣府をはじめとする各省庁等を指す。 1 (略) 2 (略) 3 (略) 4 (略)																											
(略)	(略)																											
緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）	官邸から関係機関に、緊急にお知らせする情報を迅速に伝達するための一斉同報システム。																											
全国瞬時警報システム（J-ALERT）	弾道ミサイル情報、津波警報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星を用いて国（内閣官房、気象庁から消防庁を経由）から送信し、市町村防災行政無線（同報系）等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム。																											

新旧対照表頁	現行計画	改定案
<p style="text-align: center;">P101</p> <p>関係機関の変更、名称修正</p>	<p>2 関係機関の連絡窓口</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防関係機関</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>糸島市消防署志摩出張所 <u>糸島市志摩初 72-2</u> 327-0119</p> <p>(3) 指定地方行政機関・自衛隊</p> <p>陸上自衛隊 <u>第 1 9 普通科連隊</u> <u>春日市大和町 5-12</u> <u>591-1020</u></p> <p>(略)</p> <p>(4) 指定地方公共機関</p> <p>九州電力(株) <u>福岡営業所</u></p>	<p>2 関係機関の連絡窓口</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防関係機関</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>糸島市消防署志摩出張所 <u>糸島市志摩初 30</u> 327-0119</p> <p>(3)</p> <p>陸上自衛隊 <u>第 4 0 普通科連隊</u> <u>北九州市小倉北区北方 5-1-1</u> <u>093-962-7681</u></p> <p>(略)</p> <p>(4) 指定地方公共機関</p> <p>九州電力(株) <u>福岡西営業所</u></p>